一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県北足立郡伊奈町
二　地域再生計画の名称　い～な「夢のある街づくりプロジェクト」～潜在資源を磨き上げ人の集うまちをめざして～
三　地域再生計画の区域の範囲　埼玉県北足立郡伊奈町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　銚子市
二　地域再生計画の名称　ヘルス&スポーツツーリズムを軸とした観光戦略推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　銚子市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千五百五十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　館山市
二　地域再生計画の名称　「海辺エリア」への人と資源の集約化によるまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　館山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千六百七十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐倉市
二　地域再生計画の名称　佐倉市印旛沼周辺地域活性化計画～観光拠点施設「佐蘭花（さらんか）」の機能強化による観光産業等活性化プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　佐倉市の区域の一部（佐倉地区、臼井地区及び志津地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千八百五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　我孫子市
二　地域再生計画の名称　手賀沼を核とした水辺のにぎわい創出事業
三　地域再生計画の区域の範囲　我孫子市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第七百二十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鴨川市
二　地域再生計画の名称　鴨川市総合交流ターミナル「みんなみの里」の機能拡充計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鴨川市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第七百二十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県印旛郡栄町
二　地域再生計画の名称　日本の国技「相撲」体験による地域経済活性化事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　千葉県印旛郡栄町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千八百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県印旛郡栄町
二　地域再生計画の名称　栄町　子育て世代の支援・交流拠点整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　千葉県印旛郡栄町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県長生郡長生村
二　地域再生計画の名称　八積駅を中心とした持続可能なまちづくり事業
三　地域再生計画の区域の範囲　千葉県長生郡長生村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）